

後方視野支援装置導入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、後方視野支援装置を導入した場合、導入費用の一部を助成することとし、事業者の行う交通安全対策を奨励することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象装置)

第3条 助成対象装置は、別表で定める公益社団法人全日本トラック協会が指定する後方視野支援装置とする。

(助成対象)

第4条 助成対象は、平成28年3月1日から平成29年2月末日までに、新たに装置を装着し、支払い、又は、リース契約を完了したものとする。

但し、新規入会事業者は、入会日から平成29年2月末日までに導入したものとする。

(助成金額及び助成制限台数)

第5条 助成金額は1台当たり20,000円とし、助成制限台数は被牽引車を除く会費請求台数までとする。

但し、公益社団法人全日本トラック協会で行っている「安全装置等導入促進助成事業」が助成枠超過により交付されなかった助成対象事業者のうち、千葉県内の認可営業所で安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）を取得している場合は、助成金額を30,000円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「平成28年度後方視野支援装置導入助成実績報告書」により、平成28年12月末日までに申請を行うものとする。

但し、当該年度の予算に達しなかった場合、予算の範囲内で延長し、平成29年3月3日を最終期限とする。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、原則として予算の範囲内で助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
- 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分の制限)

第9条 事業者は交付対象となった機器が、導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、平成18年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成19年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成20年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成25年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年4月1日より実施する。

【別表】申請日別助成金交付日

申 請 日	交 付 日
4月～ 9月	当該年度 11月末
10月～12月	当該年度 2月末
1月	当該年度 3月末
2月～ 3月	翌年度 5月末